

## 委託業務仕様書

### 1 事業名

工賃向上等支援事業

### 2 目的

この業務は、本県の就労継続支援B型事業所における年間平均工賃が全国平均と比較して低迷していることや、令和6年度の報酬改定により、就労継続支援A型では特に経営面で課題があることなどから、県内事業者をあらゆる角度から支援することにより、工賃向上及び経営改善を図ることを目的とする。

### 3 内容

#### (1) 「ここいろひん」の普及啓発・技術等向上・流通支援に関する事業

- ア 県内の事業所のここいろひん（障害福祉サービス事業所で製作された商品の愛称）の開発及び高度化等の支援
  - （ア） 事業所に対する地域特性を有したここいろひんの改良及び開発の支援
  - （イ） 企業的経営手法の導入及び作業スキルアップに係る研修の実施
  - （ウ） 事業所の障害者工賃が本県の障害者平均工賃より低い事業所のヒアリング、課題の抽出及び改善指導の実施
- イ 障害者工賃向上等アドバイザー派遣に対する支援
  - 既存の商品の質的向上及び新商品開発、販路拡大を図るため、工賃向上アドバイザーによる個別指導及びオンラインセミナー等の実施
    - （ア） アドバイザー候補の掘り起こし
    - （イ） 事業所とアドバイザーのマッチング
    - （ウ） アドバイザーの指導に伴う費用の支払い
    - （エ） アドバイザー及び事業所からの報告書の受理
    - （オ） アドバイザーによるオンラインセミナー、動画配信の実施
- ウ 工賃向上等研修の実施
  - 事業所の管理者や指導員等向けに、工賃向上や経営改善等に向けた研修を実施（3回以上）
- エ 技能発表会・技術指導の実施
  - 事業所を利用する障害者の工賃向上及び就労能力の向上に資する技能発表会及び参加者に対する技術指導を実施
- オ ここいろひん販売会の実施
  - 県庁中庭での定期的な販売会をはじめとした、県内各地や季節に応じたここいろひん販売会の実施  
（県下各地や集客施設での大規模実施を含め50回以上の実施。）

#### (2) インターネット等を活用したここいろひん販売拡大事業

- インターネット等を活用したここいろひんの販売促進に係る企画立案等を実施
- ア インターネット販売
  - （ア） 県サイト「+NUKUMORI」の管理運営
  - （イ） インターネットを活用したここいろひんの販売拡大を図るため、県サイト「+NUKUMORI」で販売する1回3千円以上のここいろひん販売に係る無料配送の実施
  - （ウ） 「+NUKUMORI」での購入者への到達時間を短縮するため、県サイトで販売を行うここいろひんを製造する事業所との調整を実施
- イ 電子媒体等を活用した販売拡大
  - ここいろひんの販路拡大ため、フェイスブックやInstagram等を活用したPRの実施
- ウ インターネット販売可能商品の掘り起こし及び質的向上・梱包方法等指導

### (3) 農福連携の普及啓発・継続支援に関する事業

- ア 農福連携マッチング支援  
障害者就労支援事業所と農家との農作業受委託のマッチングを促進するため、受注・相談窓口の設置（公益社団法人ひょうご農林機構と連携）
- イ 普及啓発  
事業所の農福連携の理解を深めるため、農福連携マルシェや農福連携好事例の動画を活用した啓発セミナーの開催、事業所への個別訪問指導等の啓発、農福連携ネットワーク会議を実施
- ウ 農産加工品等発表会の実施  
農産加工品等の製造・販売拡大を促進するため、事業所による農産加工品等発表会を実施
- エ 圃場を活用した研修会（障害者アグリファームモデル）の実施  
企業等が運営する農場において、農業の専門家が継続的に事業所の職員に対する指導研修を行うことにより、農業分野における障害者就労のモデルとなる事業所を育成
- オ 農業専門家の派遣事業  
農業に関する知識・技術の向上、農産物二次加工技術の習得、農業経営を主とした持続可能な農福連携を支援するため、専門家を派遣
  - (ア) 専門家候補の掘り起こし
  - (イ) 事業所と専門家のマッチング
  - (ウ) 専門家の派遣及び派遣に伴う費用の支払い
  - (エ) 専門家及び事業所からの報告書の受理

### (4) その他、就労継続支援事業所等の工賃向上や経営改善に効果がある事業

#### 4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

#### 5 実績報告

受託者は、契約履行期間満了後20日以内に実績報告書を提出すること

#### 6 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

#### 7 留意事項

##### (1) 著作権

本業務によって生じた成果品の著作権は、県に帰属するものとする。

##### (2) 県への損害賠償

受託者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により、県に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

##### (3) 疑義等

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、双方協議のうえ、決定するものとする。